| | |
|---|---|
| 地域指定年度 | 平成20年(2008) |
| 計画策定年度 | 平成20年(2008) |
| 計画見直し年度 | 令和8年(2026) |

# 早島農業振興地域整備計画書

令和8年10月

岡山県都窪郡早島町

— 目次 —

**第１ 農用地利用計画** ..... 1

１ 土地利用区分の方向 ..... 1
（１） 土地利用の方向 ..... 1
（２） 農業上の土地利用の方向 ..... 3
２ 農用地利用計画 ..... 4

**第２ 農業生産基盤の整備開発計画** ..... 5

１ 農業生産基盤の整備及び開発の方向 ..... 5
２ 農業生産基盤整備開発計画 ..... 5
３ 森林の整備その他林業の振興との関連 ..... 5
４ 他事業との関連 ..... 5

**第３ 農用地等の保全計画** ..... 6

１ 農用地等の保全の方向 ..... 6
２ 農用地等保全整備計画 ..... 6
３ 農用地等の保全のための活動 ..... 6
４ 森林の整備その他林業の振興との関連 ..... 6

**第４ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画** .. 7

１ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .... 7
（１） 効率的かつ安定的な農業経営の目標 ..... 7
（２） 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 ..... 8
２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ..... 8
（１） 基盤整備の加速 ..... 8
（２） 営農組織の設立 ..... 8
（３） 高収益作物栽培への転換 ..... 8
（４） 共同活動の支援 ..... 8
３ 森林の整備その他林業の振興との関連 ..... 8

**第５ 農業近代化施設の整備計画** ..... 8

１ 農業近代化施設の整備の方向 ..... 8
２ 農業近代化施設整備計画 ..... 9

３ 森林の整備その他林業の振興との関連 9

**第６ 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 10**

１ 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 10
２ 農業就業者育成・確保施設整備計画 10
３ 農業を担うべき者のための支援の活動 10
（１） 農業技術・知識の習得への支援 10
（２） 就農準備等に必要な資金手当等への支援 10
（３） 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援 10
４ 森林の整備その他林業の振興との関連 10

**第７ 農業従事者の安定的な就業の促進計画 11**

１ 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 11
２ 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 12
３ 農業従事者就業促進施設 12
４ 森林の整備その他林業の振興との関連 12

**第８ 生活環境施設の整備計画 13**

１ 生活環境施設の整備の目標 13
（１） 安全性 13
（２） 保健性 13
（３） 利便性 14
（４） 快適性 14
（５） 文化性 14
２ 生活環境施設整備計画 15
３ 森林の整備その他林業の振興との関連 15
４ その他の施設の整備に係る事業との関連 15

**第９ 付図** 別添 **16**

１ 土地利用計画図（付図１号） 16
２ 農業生産基盤整備開発計画図（付図２号） 16
３ 農用地等保全整備計画図（付図３号） 16
別記 農用地利用計画 16
（１） 農用地区域 16
（２） 用途区分 16

## 第１　農用地利用計画

### １　土地利用区分の方向

#### （１）土地利用の方向

#### ア　土地利用の構想

「位置、自然的条件」

早島町は、岡山県南地域のほぼ中央に位置し、町の東部を岡山市、南北及び西部を倉敷市に隣接する総面積 7.62 ㎢の町である。本町は、その名が示すように、かつては瀬戸内の海に浮かぶひとつの島であった。地形は、町南部の江戸時代から開発が進められた干拓地である沖積平野と、町北部に広がる旧陸島部の備南台地と呼ばれる緩やかな斜面の丘陵地に大別され、地形や土壌等土地条件に対応した多様な農業が営まれている。瀬戸内海式気候で、平均気温約 15℃と比較的高く、年間降雨量は約 1,000 ㎜、冬期の積雪は少ない。土壌は、南部の干拓地平野部ではグライ土、中央部は黄色土、北部の丘陵台地は黒ボク土が分布している。

「人口、産業」

本町の総人口は、平成 22 年は 12,214 人、平成 27 年は 12,154 人と一度減少しているが、令和 2 年には 12,368 人と平成 27 年からの 5 年間で 214 人増加している。こうした中、農家人口は大幅に減少し、高齢化、兼業化が進展している。

また、岡山県総合流通センターの完成、大型店舗の進出等により本町の産業も第一次産業から第二、第三次産業へと移行が進み、農商工調和のとれた産業振興が求められている。

「土地利用の状況」

本町の農業振興地域は、町の総面積 762ha から都市計画法に基づく市街化区域 325ha、大規模な流通団地 28.8ha 及びゴルフ場 18.2ha を除いた 390ha である。農業振興地域は町の総面積の 51.2%で、うち農用地の面積は 142.6ha で、36.5%を占める。

「土地利用の構想」

このような情勢から、優良農地を確保することを基本方針としつつ、農業的土地利用と他の土地利用との調整を図ることで、無秩序な改廃、転用を抑制し、周辺環境との調和がとれた秩序ある計画的な土地利用を図る。

また、農業生産基盤の整備を進め、農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図る。

農業振興地域内の土地利用　　（単位：ha、％ ）

| 区分 | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 森林・原野 | | その他 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年次 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現　年 (R5) | 142.6 | 36.5 | － | － | － | － | 247.4 | 63.5 | 390.0 | 100.0 |
| 目　標 (R12) | 135.0 | 34.6 | － | － | － | － | 255.0 | 65.4 | 390.0 | 100.0 |
| 増　減 | ▲7.6 | | - | | - | | 7.6 | | 0.0 | |

注）資料：庁内資料
「住宅地」と「工業用地」は「その他」に含む。

**イ　農用地区域の設定方針**

(ｱ) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項第 1 号に該当する土地について、農用地区域に設定する方針である。

① 集団的に存在する農用地
10ha 以上の集団的農用地　　71.88ha

② 土地改良事業又はこれらに準ずる事業（防災事業を除く）の施行の区域内にある土地
0ha

③ ①及び②以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地　　0ha

(ｲ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針
該当なし

(ｳ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針
該当なし

(ｴ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

### （２）農業上の土地利用の方向

#### ア　農用地等利用の方針

農用地区域を設定する現況農地の利用状況は、田 69.32ha、畑 2.56ha の計 71.88ha である。田は町南部に広がる沖積平野の前潟地区でまとまった団地が形成され水稲栽培が行われ、散在する畑では野菜類の栽培が行われている。

このことから本地域の農業振興は、水稲を中心とした土地利用型農業のほか野菜、果樹では施設・露地園芸を推進していく必要があるため、今後とも現有農地は維持確保していくとともに、収益性の高い作目・作型を担い手農家中心に導入し、生産性の高い農業を確立する。

（単位：ha）

| | 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | | 農業用施設用地 | | | 計 | | | 森林・原野等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地区 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 |
| 前潟 | 71.88<br>(-) | 71.88<br>(-) | 0.00<br>(-) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 71.88<br>(-) | 71.88<br>(-) | 0.00<br>(-) | 0.00 |
| 合計 | 71.88<br>(-) | 71.88<br>(-) | 0.00<br>(-) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 71.88<br>(-) | 71.88<br>(-) | 0.00<br>(-) | 0.00 |

注）( )内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積

資料：庁内資料

#### イ　用途区分の構想

前潟地区

本地区は、汐入川の東部、県道倉敷妹尾線の南部沿いに位置し、ほぼ中央をＪＲ宇野線(瀬戸大橋線)が通っている。地形は江戸時代からの干拓による平坦低地で、農地の大部分は水田で占められ、一部が畑で形成されている。営農形態は水稲を中心に、トマト、いちご等の野菜栽培が行われている。

農用地区域に設定する面積は 71.88ha で、このうち田は 69.32ha、畑は 2.56ha であ

る。今後は水稲を中心として、生産性の高い転作作物への誘導を進めつつ、水稲と野菜による複合経営の土地利用も推進し、地域の特徴を生かした農地利用を進める。

**ウ　特別な用途区分の構想**

該当なし

## ２　農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第２　農業生産基盤の整備開発計画

### １　農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町に在する農用地のうち、水田についてはほとんどが湿田ないし半湿田で占められている。傾斜度は 1/100 未満とほぼ平坦である。1 枚の水田平均面積は 15a で、水田としてまとまった団地を形成している。畑の傾斜度は、平坦部で 8° 未満、北部の丘陵地は 8～15° である。

改良整備が急務とされていた前潟地区全般の用排水路は未だ 60%が未整備の状態である。護岸の浸食が進み、一部では営農の支障となっている。用排水路の整備は農業振興のみならず、防災対策面でも重要な機能を有することから、最優先課題として推進する。

また、畦畔除去による農地の区画拡大や客土による水田の畑地化を推進するとともに、大型機械の導入やスマート農業を推進し、農業経営の規模拡大及び農作業の効率化を図る。

さらに、農道整備や用排水の分離を総合的、面的に行うほ場整備事業については、関係者間での合意形成に向けた検討を進める。

### ２　農業生産基盤整備開発計

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 受益地区 | 受益面積<br>(ha) | | |
| 用排水路事業 | 水路改修<br>460m | 前潟 | 25 | 農業生産基盤整備<br>開発計画図① | － |
| 用排水路事業 | 水路改修<br>460m | 前潟 | 25 | 農業生産基盤整備<br>開発計画図② | － |
| 用排水路事業 | 水路改修<br>280m | 前潟 | 調査中 | 農業生産基盤整備<br>開発計画図③ | － |
| 用水施設事業 | ゲート工<br>1 箇所 | 早島、前潟 | 調査中 | 農業生産基盤整備<br>開発計画図④ | |

資料：庁内資料

### ３　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### ４　他事業との関連

該当なし

## 第３　農用地等の保全計画

### １　農用地等の保全の方向

農地は、将来にわたり食料の安定供給を図るための基本的な有限の土地資源であるとともに重要な生産基盤である。同時に、水および大気の浄化機能、保水機能、緑地空間としての良好な自然環境を保全する役割を有している。このため、農地の無秩序な利用転換を抑制して必要な農地の維持保全に努める必要がある。

農業振興地域内の農用地区域については、優良農地として確保を図り、農業経営の安定を図るために、農産物の品質並びに生産性の向上に努める。農業振興地域内の白地区域については、農外利用との調整を図りながら農地の保全に努める。

なお、農業振興地域外の農地については、緑地空間および防災のためのオープンスペースとして残しつつ、周辺農地との調整および居住環境と営農条件の整合に留意しながら必要な施策を推進していく。

### ２　農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 受益地区 | 受益面積<br>(ha) | | |
| 用排水施設等整備<br>事業<br>（汐入川地区） | 排水機場更新<br>1か所 | 早島<br>前潟 | 185.3 | 農用地等保全<br>整備計画図① | － |

資料：庁内資料

### ３　農用地等の保全のための活動

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一旦荒廃するとその復旧が非常に困難である。町南部の平坦水田地域においては、農業者の高齢化等により管理不十分な農地が増加する懸念があるので、耕作放棄地の発生を未然に防止するため、早島町農業委員会（以下、「農業委員会」という。）をはじめ関係機関と連携し、地域での話合いによる合意形成のもと、地域計画の実行に取り組み、農地利用の集積・集約化を推進する。

さらに、地域ぐるみで農地保全活動を支援・強化し、農地の持つ多面的機能を増進させる。

### ４　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### １　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### （１）効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの経営が農業生産の相当部分を担う生産性の高い農業構造への転換を図る必要がある。

「早島町21世紀農業経営基本構想（早島町　令和5年9月）」（以下「基本構想」という。）において、地域における他産業従事者並みの年間所得（経営体あたり概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を設定し、目標とすべき経営規模を営農類型ごとに示し、農業経営の改善計画により生産規模の拡大等、農業で自立を志向する担い手への農地利用の集積・集約化を図る。

基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標は次に掲げるとおりである。

| | 営農類型 | 目標規模 | 作目構成 | 経営体数 | 流動化目標面積 |
|---|---|---|---|---|---|
| 個人経営体 | 水稲＋新規需要米＋大豆＋作業受託 | 10ha（水稲作業受託は、含まない） | 水稲　6.4ha<br>新規需要米　3.4ha<br>大豆　0.2ha<br>水稲作業受託　(3.0ha) | － | － |
| | 水稲＋新規需要米＋野菜 | 3.2ha | 水稲　1.8ha<br>新規需要米　1.2ha<br>トマト　0.1ha<br>しゅんぎく等　0.1ha | － | － |
| | 果樹 | 0.2ha | シャインマスカット、紫苑ほか | － | － |
| | 水稲＋新規需要米＋野菜（いちご）複合 | 6.1ha | 水稲　3.6ha<br>新規需要米　2.4ha<br>いちご　0.1ha | － | － |
| 団体経営体 | 水稲＋畑作・野菜 | － | － | － | － |

資料：庁内資料

### （２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本町における農地利用の集積・集約化については、基本構想において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び面的集積に関する目標を、地域の農用地の利用に占める農用地面積の 43%（令和 12 年）と掲げている。

後継者の減少が加速し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業の基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。このため、既存農家の継続的な営農の支援を図るとともに、農業者、農業委員会、農地中間管理機構及び農業協同組合等の関係者による話合いを踏まえ、将来における地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の実行に取り組む。

## ２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### （１）基盤整備の加速

補助事業の活用により農業用水路の改修を加速させ、持続的な農業経営ができる環境を整備する。

### （２）営農組織の設立

地域内の農業者との話合いによる理解の醸成・合意形成を図り、営農組織の設立に向けた取組を進める。

### （３）高収益作物栽培への転換

暗渠排水、客土などのほ場整備及び必要な機械の導入を支援する。

また、水田の畑地化に取り組み、野菜、果樹など収益性の高い作物栽培への転換を図る。

### （４）共同活動の支援

多面的機能支払交付金制度を活用し、地域内の農地・水路の維持活動やレンゲなど景観作物の育成、ジャンボタニシ・ヌートリアによる農作物被害防止活動を支援する。

## ３　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

# 第５　農業近代化施設の整備計画

## １　農業近代化施設の整備の方向

本町の農業については、瀬戸内の温暖な気候のもと、南部の平坦な水田地帯では水稲を

中心に一部で露地野菜や施設野菜が栽培され、また、北部の丘陵地では果樹などの栽培が行われている。

前潟地区の主要作目は水稲であり、一部でいも類、露地野菜として玉ねぎ、くわい等が生産されている。生産性及び収益性の高い農業を推進するためには、農業近代化施設の導入により、農作業の省力化・効率化、生産物の高付加価値化を図る必要がある。

## 2　農業近代化施設整備計画

当面は既存施設を活用するが、必要に応じて計画的な整備に努める。

## 3　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### １　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

魅力とやりがいのある産業としての農業の確立を図るためには、認定農業者をはじめとする担い手の育成・確保が必要であるが、令和6年までの過去10年間における本町の新規就農者は2名に留まっている。農業の持続的発展のためには、認定農業者はもとより、女性農業者や零細農家が一体となり地域農業を支えることが重要であり、農業普及指導センター等関係機関と連携し、就農から経営発展まで一貫した支援体制の構築を図る。

また、将来の農業後継者候補の子ども達に「食及び農業」を大切に思う心を育てるため地域農業、食の安全性等について学ぶ食農教育を積極的に推進するために、地元の小・中学校等の教育機関との連携強化を図る。

### ２　農業就業者育成・確保施設整備計画

必要に応じて計画的な整備に努める。

### ３　農業を担うべき者のための支援の活動

#### （１）農業技術・知識の習得への支援

農業普及指導センター、ＪＡと連携し、各種研修を通じての農業技術・知識の理解・習得を支援するとともに、生産者間ネットワークの構築を図る。

#### （２）就農準備等に必要な資金手当等への支援

就農するためには、機械設備など多額の資金が必要となることから、国・県の補助事業及び制度資金の利子補給制度を活用し、初期投資の支援を図る。

#### （３）生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

新規就農者の農地取得・借入について、地域計画に基づき、農業委員会及び農地中間管理機構と連携し、経営地の斡旋・確保に努める。

### ４　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画

### １　農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農家の労働力が第二次産業、第三次産業へ流出している傾向にあり、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっている、一方、本町の農業経営形態はほとんどが兼業農家で占めている。

農業従事者の安定的な就業の促進を図ることは、専業農家の担い手のみでは受けきれない農地の保全を含め、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素のひとつである。

農業従事者の他産業就業の状況は、その大半が恒常的勤務であることから、地域全体の雇用機会の拡大を図る等、将来を担う若年層を含めた地域住民が定住しうる環境・条件を整備することで、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

（単位：人）

| 区　分 | | 従　業　地 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | Ⅱ | 町内 | | | 町外 | | | 合　計 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒常的勤務 | 建設業 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| | 製造業 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 4 | 5 | 0 | 5 |
| | 卸・小売業 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | サービス業 | 0 | 1 | 1 | 5 | 1 | 6 | 5 | 2 | 7 |
| | 公務員 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| | その他 | 2 | 2 | 4 | 2 | 0 | 2 | 4 | 2 | 6 |
| 計 | | 4 | 3 | 7 | 15 | 1 | 16 | 19 | 4 | 23 |
| 自営兼業 | 建設業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 製造業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 卸・小売業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス業 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 |
| | 公務員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 3 | 1 | 4 | 3 | 1 | 4 | 6 | 2 | 8 |
| 計 | | 4 | 2 | 6 | 6 | 1 | 7 | 10 | 3 | 13 |
| 日雇・臨時雇 | 建設業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 製造業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 卸・小売業 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | サービス業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 公務員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 計 | | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| 総　計 | | 9 | 7 | 16 | 23 | 3 | 26 | 32 | 10 | 42 |

資料：「早島農業振興地域整備計画」の見直しに向けたアンケート調査

回答者数：93 人（無効票含む）

## ２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るためには、地元雇用機会の拡大による就業の場の確保が必要である。

そのためには、工業・商業など既存産業の維持・発展を図りつつ、町と企業が協力し、地場企業への就業を促進する。

また、加工品づくり等による６次産業の推進により雇用創出を実現する。

## ３　農業従事者就業促進施設

必要に応じ計画的な整備に努める。

## ４　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第８　生活環境施設の整備計画

### １　生活環境施設の整備の目標

本町は、第５次早島町総合計画において、「安全・安心に暮らせ　豊かさと幸せが実感できるまち」を基本理念に掲げている。

岡山市・倉敷市に囲まれた本町が将来にわたり自主自立のまちとして持続的に発展していくためには、暮らしのなかで実感できる幸せが何よりも優先される。良好な住環境や都市機能がもたらす安全かつ豊かな暮らしをまちの基盤として維持し続けるとともに、人のつながりに根ざした安心と豊かさの実感を次世代に引き継いでいくためのまちづくりを推進する。

#### （１）安全性

「消防防災」

早島町地域防災計画に基づき「減災」の考え方を取り入れた防災体制を整えるとともに、「自分の命は自分で守る」という平時における災害への意識と備え、有事における情報の正確・迅速な周知の仕組みづくりにより、町民・地域・行政が一体となった地域防災力の向上に取り組む。

また、現行の耐震基準を満たさない住宅や建築物の所有者・町民に対し、耐震化などの対策の必要性や重要性の啓発を行い、耐震化率の向上を図る。

「交通安全」

生活空間へ流入する通過車両を抑制し、交通安全施設の適切な維持管理により、市街地内の安全性の向上を図る。警察・交通安全協会やＰＴＡなどの関係団体と町や教育委員会が連携し啓発を進めるとともに、各機関が連携して交通危険箇所の把握に努める。

「防犯」

犯罪のない安全で住みよいまちの実現に向け、「自らの地域は自らが守る」という町民の防犯意識の高揚を図り、警察、防犯ボランティアと行政が一体となった防犯活動を推進する。

また、消費者トラブルの未然防止を最優先とし、自衛のための情報を積極的に発信・共有するとともに、特に被害の多いひとり暮らしの高齢者を地域で見守る体制を構築する。

問題の早期解決と被害拡大防止に向けては、相談窓口の体制強化と周知を進める。

#### （２）保健性

「廃棄物」

環境にやさしいライフスタイルや事業活動の促進、再生可能エネルギーの普及や一般家庭ごみの減量に取組むとともに、町内に残る貴重な緑の保全と創出を進め、住宅都市と

しての良好な環境を保全する。

「上・下水道」

水道水の供給需要の変動を見込んだ長期事業計画を基に、基幹管路の耐震化と合わせた老朽管の更新事業を計画的に進める。

また、町内に残る未水洗化世帯への啓発を引き続き行い、生活環境の保全とともに公共用水域における水質を保全する。

さらに、各種施設の適正な維持管理により、長寿命化と管理コストの縮減を図る。

### （３）利便性

コンパクトな町域をさまざまな目的に適した手段で自在に移動できるよう、公共交通のターミナル機能とネットワーク性の向上を目指す。

### （４）快適性

国道２号以南においては、生活支援施設の充実と、まちなかを結ぶ歩行空間の形成により、人々が日々の暮らしの中でまちの歴史や魅力と出会い、安心して生活できる地域の創出を図る。

また、国道２号以北においては、住民活動の核となる地域交流拠点の形成や、住宅の生け垣化、道路沿道や施設内の植栽により、緑あふれる空間のなかで人々が元気に活動できる地域の創出を図る。

### （５）文化性

「文化活動」

ゆるびの舎文化ホールを本町や近隣地域の文化芸術活動の拠点施設として位置づけ、岡山・倉敷の中間に位置する中規模文化ホールとして、大ホールにはない個性豊かな活動によりプレーヤー、観衆（聴衆）、町がともに発展・成長できる事業を展開する。

また、町内で活動する多くの文化・芸術グループには、活動の場や発表の場を提供するなどの支援を行う。

さらに、小中学生を中心に、地域間交流や国際交流など多彩な交流活動の促進を図る。

「歴史分野」

町民が、郷土の歴史や文化、自然などの地域資源について学ぶ機会を増やし、郷土への愛着と誇りを育てるとともに、町筋や駅筋のまちなみの景観形成を町民の参画を得ながら計画的に進める。

また、同じ歴史や文化を共有する地域と連携し、地域の魅力を発信する。

さらに、早島公園から陣屋跡周辺を、町の歴史に直接触れることのできる場所として、

文化資源の保全とまちづくりへの活用に取り組む。

## ２　生活環境施設整備計画

該当なし

## ３　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## ４　その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

**第９　付図**　別添

**１　土地利用計画図（付図１号）**

**２　農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）**

**３　農用地等保全整備計画図（付図３号）**

**別記　農用地利用計画**

**（１）農用地区域**

ア　現況農用地等に係る農用地区域

イ　現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

**（２）用途区分**

農用地区域は全域、農地となる。